

名古屋市下水道条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月19日

名古屋市長 広沢一郎

名古屋市条例第70号

名古屋市下水道条例の一部を改正する条例

名古屋市下水道条例（昭和22年名古屋市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第12条の2第1項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、他の公共下水道管理者等（法第4条第1項に規定する公共下水道管理者又は当該公共下水道管理者がこの項本文の指定に相当する指定をした者をいう。）が施行する必要があると管理者が認めるときは、この限りでない。

第12条の2第2項中「前項」を「前項本文」に改める。

第15条の2第1項第1号中「第12条の2第1項」を「第12条の2第1項本文」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。